令和８年11月27日
内閣府
規制改革推進室
人工知能政策推進室
デジタル庁戦略・組織グループ
経済産業省産業創造課

「ＡＩの社会実装において、障害となる又は不十分な効果をもたらす規制・制度についての情報提供」の結果について

内閣府、デジタル庁及び経済産業省において、「ＡＩの社会実装において、障害となる又は不十分な効果をもたらす規制・制度についての情報提供」を、令和８年 10 月２日から 10 月 30 日までウェブフォームにて国民の皆様に広く周知・募集したところ、274 件の情報をいただきました。

お寄せいただいた情報の概要について別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

お寄せいただいた情報は規制改革推進会議、ＡＩ・デジタル改革推進会議、人工知能戦略本部等における今後の検討の参考とし、既存の規制や制度の点検及び見直しを積極的に進めてまいります。

連絡先：内閣府 規制改革推進室 ＡＩ・デジタル推進班
陶山、長谷川、田口　　電　話：03－6910－2039（直通）

（別紙）

「ＡＩの社会実装において、障害となる又は不十分な効果をもたらす規制・制度についての情報提供」の結果概要

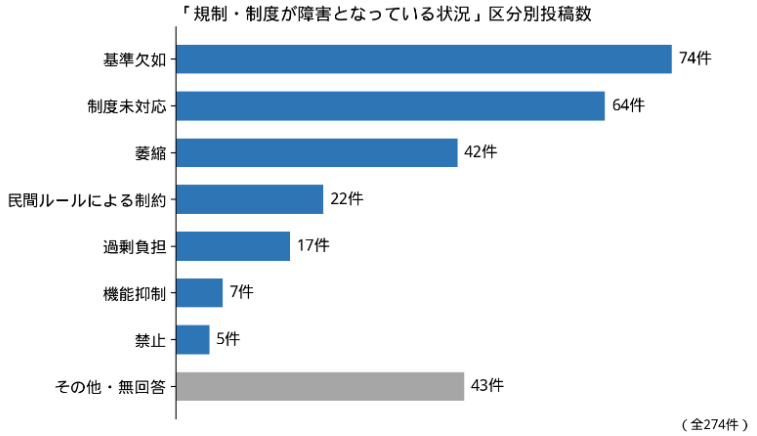
1. 意見募集について

- 件名：ＡＩの社会実装において、障害となる又は不十分な効果をもたらす規制・制度についての情報提供のお願い
- 募集期間：令和８年 10 月２日～10 月 30 日
  （周知期間：10 月２日～18 日、投稿受付期間：10 月 19 日～30 日）
- 形式：ウェブフォームにて国民の皆様に募集
- 実施主体：内閣府（規制改革推進室、人工知能政策推進室）、
  デジタル庁戦略・組織グループ、経済産業省産業創造課

2. 提供情報の概要

法人、地方公共団体、大学、個人等から、情報通信業、製造業、医療・福祉など、ＡＩの利活用が期待される幅広い分野にわたり、計 274 件の情報提供があった。障害となっている状況の傾向としては、「適法にＡＩを活用する基準が不明確であるためＡＩを活用できない」、「人のみの実施を前提としており、ＡＩ活用が想定されていない」などの情報が多くみられた。

意見募集において、情報提供者自身により「規制・制度が障害となっている状況」の区分を選択いただいた結果は下図のとおり。



【参考】提供された情報の例

✧ <u>弁理士法におけるＡＩ活用の明確化</u>

生成ＡＩによる特許明細書の下書きや拒絶理由への応答案の作成支援が、弁理士法第 75 条の業務制限に当たるかについて政府の見解がなく、リスクを判断できない。

✧ <u>防爆エリアにおける自律移動ロボット運用の安全条件の明確化</u>

プラント等の防爆エリアで自律移動ロボットを巡回させ、ＡＩで異常の兆候を検知

したいが、複数法令等にまたがり統一的な基準が不明確である。

✧ 元請け・下請け間における機械可読な設計データ提供の促進

下請事業者が図面からの数量抽出等にＡＩを活用したいが、建設業法等でも機械可読な形式での提供が定められていないところ、元請からの図面はＦＡＸやスキャンＰＤＦが多くなっており、ＡＩの活用が困難。

✧ 検査レポート作成を補助する生成ＡＩの医療機器該当性と医師確認の明確化

生成ＡＩが検査レポートの文案を作成して医師が確定する場合に、生成ＡＩが医療機器に当たらない「文書作成補助」の範囲や、医師がどのような確認をすれば「医師の判断」といえるか基準が明確ではない。

✧ 自動運転レベル４の許認可手続の効率化・明確化

ＡＩによる完全自動運転で交通空白の解消や運転手不足に対応したいが、道路運送車両法・道路交通法・道路運送法等の手続が多くの機関にまたがって重複し、走行環境条件の審査期間も長いため、事業化の見通しを立てにくい。

✧ 完全自動運転の社会実装に向けた運転者前提の規定や監視義務の見直し

過疎地域等の移動手段を確保するため、ＡＩによる完全自動運転を社会実装したいが、現行の規制が運転者の存在を前提としていること、遠隔監視義務の水準が一律に高いことが障壁となっている。